



2022年9月27日

各 位

会社名 株式会社シーアールイー  
代表者名 代表取締役社長 亀山 忠秀  
(証券コード 3458 東証プライム)  
問合せ先 取締役執行役員 永浜 英利  
(TEL 03-5572-6600)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年9月27日開催の取締役会において、2022年10月27日開催予定の第14期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日(予定) | 2022年10月27日(木) |
| 定款変更の効力発生日(予定)      | 2022年10月27日(木) |

以 上

【別紙】 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br/> <u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>(削 除)</p>  |
| <p>(新 設)</p>   | <p><u>(電子提供措置等)</u><br/> <u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u><br/> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>   |
| <p>附 則</p> <p>(社外役員の責任免除に関する経過措置)<br/>         平成 27 年 10 月開催の定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>                                    | <p>附 則</p> <p>(社外役員の責任免除に関する経過措置)<br/> <u>第 1 条 平成 27 年 10 月開催の定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>  |
| <p>(新 設)</p>   | <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u><br/> <u>第 2 条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u><br/> <u>2. 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |